

## この号で公布された条例のあらまし

### ◇情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（秋田県条例第2号）

- 1 情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しにより県民の利便性の向上を図るため、指定管理者が定める利用料金に係る掲示の方法について所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。



### ◇刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（秋田県条例第3号）

- 1 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による刑法（明治40年法律第45号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和7年6月1日）から施行することとした。



### ◇職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第4号）

- 1 過失による交通事故に起因して職員が失職する場合がある現状に鑑み、失職の特例を定めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。



### ◇秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例（秋田県条例第5号）

- 1 動物の愛護及び管理並びに狂犬病の予防に関する施策を一層推進するため、秋田県動物愛護センターの所管区域の見直しを行うこととした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。



### ◇職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第6号）

- 1 一般職の国家公務員に準じ勤務時間の割振り等の要件を緩和するとともに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正により時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大するほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。



### ◇県議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第7号）

- 1 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）及び国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令（令和6年財務省令第70号）の施行により、現地経費及び宿泊料を支給する旅行地の区分について所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。



### ◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第8号）

- 1 人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み、給料表の号給構成、扶養手当の額、通勤手当支給限度額及び寒冷地手当の支給対象職員を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇職員<sup>の</sup>退職手当に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第9号）

- 1 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）による雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正により、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第10号）

- 1 知事の退職手当について一定の割合に相当する額を減ずる特例措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第11号）

- 1 宅地建物取引業法施行令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和6年政令第238号）による地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正により、電子情報処理組織を使用する方法により行う宅地建物取引業の免許の申請及び免許の更新の申請に係る手数料の額を定めることとした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県県税条例及び秋田県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第12号）

- 1 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第 号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い不動産取得税の減額及び自動車税の環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限の延長を行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第13号）

- 1 知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るためまちづくりパッケージに係る権限移譲対象事務に宅地造成等工事規制区域内における特定工程に係る中間検査等の事務を加えるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和7年5月26日ほかから施行することとした。

◇◇

◇秋田県子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例（秋田県条例第14号）

- 1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行の日（令和7年4月1日）から施行することとした。

◇◇

◇秋田県子ども施策審議会条例（秋田県条例第15号）

- 1 知事の諮問に応じ、子ども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定する子ども施策の推進に関する重要事項を調査審議するため、秋田県子ども施策審議会を置くこととした。

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。



◇秋田県社会奉仕活動基金条例を廃止する条例（秋田県条例第16号）

1 社会奉仕活動を行う団体の社会奉仕に関する事業等の充実に鑑み、秋田県社会奉仕活動基金を廃止することとした。

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。



◇秋田県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第17号）

1 地域の実情に鑑み、民生委員の定数を改めることとした。

2 この条例は、令和7年12月1日から施行することとした。



◇秋田県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（秋田県条例第18号）

1 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めることとした。

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。



◇秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（秋田県条例第19号）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第164号）による救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）の一部改正により、救護施設等の設備及び運営に関する基準について所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。



◇秋田県北部老人福祉総合エリア条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第20号）

1 秋田県北部老人福祉総合エリア等の使用に係る費用の適正な負担を確保するため、これらの施設の使用料の額を引き上げることとした。

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。



◇秋田県総合保健センター条例の一部を改正する条例（秋田県条例第21号）

1 秋田県総合保健センターの利用に係る費用の適正な負担を確保するため同センターの研修室等の使用料の額及び診断書等の交付に係る手数料の額を引き上げるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。



◇秋田県健康増進交流センター条例の一部を改正する条例（秋田県条例第22号）

1 秋田県健康増進交流センターの使用に係る費用の適正な負担を確保するため、同センターの使用料の額を引き上げることとした。

2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。



◇秋田県調理師免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第23号）

1 調理師試験の実施に関する事務の全部を指定試験機関に行わせることに伴い調理師試験の受験の出願に係る手数料

を当該指定試験機関の収入とするほか、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県受動喫煙防止条例の一部を改正する条例（秋田県条例第24号）

- 1 コロナ禍による従業員のいる既存特定飲食提供施設における受動喫煙防止の対応状況に鑑み同施設の喫煙可能室の設置に係る経過措置を延長するとともに、条例で求める措置への対応を終えていない同施設の管理権原者は当該措置に早期かつ着実に取り組むよう努めることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（秋田県条例第25号）

- 1 看護職員の県内の医療機関等への就業定着を促進するため、看護職員の養成施設に在学する者に係る修学資金について県内で業務に従事した場合にその返還が免除されることとなる施設の範囲を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（秋田県条例第26号）

- 1 公衆浴場の営業形態が多様化していることに鑑み、浴場業を営む者が講じなければならない換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準を改めることとした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇興行場法施行条例の一部を改正する条例（秋田県条例第27号）

- 1 興行場の経営の許可の申請に対する審査に要する費用の適正な負担を確保するため、当該申請に係る手数料の額を引き上げることとした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第28号）

- 1 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）による水道法施行令（昭和32年政令第336号）の一部改正により、県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例（秋田県条例第29号）

- 1 自然公園施設の使用に係る費用の適正な負担を確保するため、秋田県営葦川山荘等の使用料の額を引き上げることとした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県農業研修センター条例の一部を改正する条例（秋田県条例第30号）

- 1 生態系公園を大潟村に譲与することによりその利用の促進を図るため、同公園を廃止することとした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇企業職員の給与の種類および基準を定める条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第31号）

- 1 民間における賃金の支給状況に鑑み扶養手当、単身赴任手当及び寒冷地手当等の支給対象職員を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

\_\_\_\_\_ ◇◇ \_\_\_\_\_

◇秋田県宅地造成等工事許可等手数料徴収条例（秋田県条例第32号）

- 1 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）の施行により、宅地造成等に関する工事の許可を受けようとする者等から手数料を徴収することとした。
- 2 この条例は、令和7年5月26日から施行することとした。

\_\_\_\_\_ ◇◇ \_\_\_\_\_

◇秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第33号）

- 1 指定事務所登録機関が行う建築士事務所の登録に係る事務の実態に鑑み、建築士事務所の登録の申請に係る手数料の額を引き上げることとした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

\_\_\_\_\_ ◇◇ \_\_\_\_\_

◇市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第34号）

- 1 人事委員会の議会及び知事に対する給与等に関する報告及び勧告に鑑み給料表の号給構成、扶養手当の額、通勤手当支給限度額及び寒冷地手当の支給対象職員を改めるとともに、一般職の国家公務員に準じ勤務時間の割振りの要件を緩和するほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

\_\_\_\_\_ ◇◇ \_\_\_\_\_

◇教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第35号）

- 1 知事の退職手当を減額する特例措置に鑑み、教育長の退職手当について一定の割合に相当する額を減ずる特例措置を講ずることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

\_\_\_\_\_ ◇◇ \_\_\_\_\_

◇秋田県子育て支援等臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第36号）

- 1 子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備に資するため、秋田県子育て支援等臨時対策基金の設置期限を延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

\_\_\_\_\_ ◇◇ \_\_\_\_\_

◇特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第37号）

- 1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）の施行に伴い、秋田県教育職員免許状再授与審査会の委員の報酬額及び旅費額を定めることとした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

\_\_\_\_\_ ◇◇ \_\_\_\_\_

◇学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第38号）

- 1 児童生徒数の増減等に伴い、学校職員の定数を改めることとした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

\_\_\_\_\_ ◇◇ \_\_\_\_\_

◇秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第39号）

- 1 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）の施行に伴い保管場所標章の交付及び再交付に係る手数料を廃止するとともに、道路の使用の許可等の申請に対する審査に要する費用の適正な負担を確保するためこれらの申請に係る手数料の額を引き上げるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。



◇秋田県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第40号）

- 1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和7年4月1日）から施行することとした。



◇秋田県ケアラー支援条例（秋田県条例第41号）

- 1 ケアラーへの支援に関し、基本理念を定め、並びに県及び県議会の責務並びに市町村、県民、事業者、支援団体及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーへの支援に関する施策の基本的な事項を定めることにより、ケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、ケアラーの負担の軽減及び解消を図り、全ての県民が自分らしく生きることができる社会の実現を目指すこととした。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。